

# 北村遊水地事業

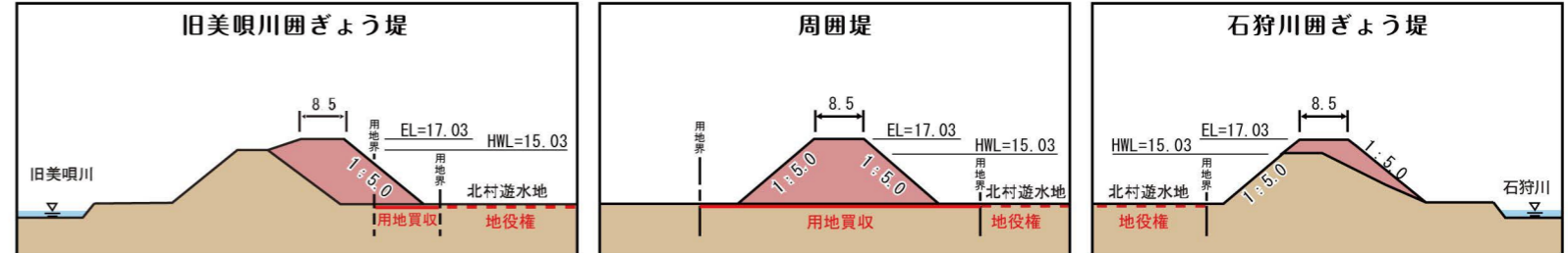


石狩川下流域に広がる低平地は、北海道の社会、経済、文化の中心であり、広大な農地は我が国数の食糧供給地となっています。そのため、ひとたび洪水氾濫が起きると、甚大な浸水被害を生じるおそれがあります。

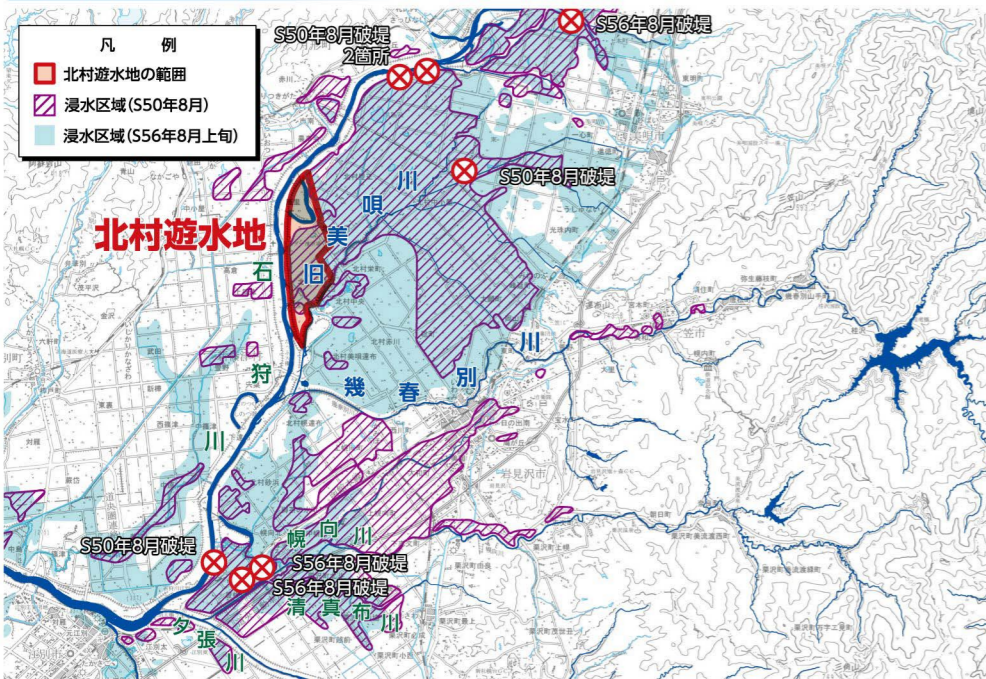
平成19年9月に、石狩川(下流)河川整備計画を策定し、戦後最大規模である昭和56年8月上旬規模の洪水流量を安全に流すことを目標として、石狩川中流部に新たな遊水地の整備を位置付けました。

河道整備や支川の洪水調節施設と合わせて北村遊水地を整備することで、石狩川下流域に広がる市街地や農地を戦後最大規模の洪水による浸水被害から守ることが出来ます。

事業名	石狩川下流直轄河川改修事業 (北村遊水地)
事業個所	岩見沢市・月形町・新篠津村
遊水地面積	950ha
洪水調節容量	4,200万m <sup>3</sup>
全体事業費	1,402億円
事業期間	平成24年度～令和12年度



## 浸水実績図



## 主な事業施設



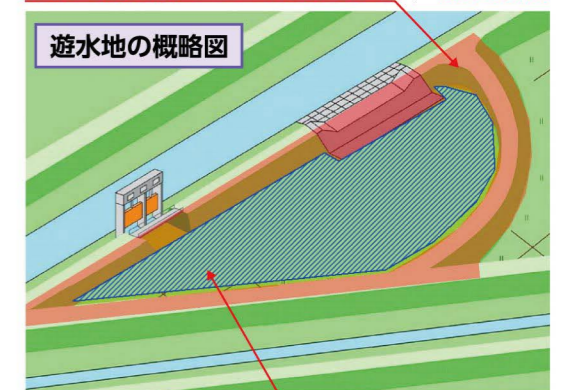
## 遊水地の働きについて



## 遊水地建設に伴う土地の考え方

- 遊水地内の土地利用**
  - 遊水地内は優良な農地として利用されていることから、地役権を設定することにより、現状の土地利用を継続できるようにします。
- 補償について**
  - 周囲堤や排水門などの施設の整備に必要な土地は用地を取得します。
  - 上記以外の遊水地内の土地は、地役権を設定し補償します。
- 地役権の概要**
  - 土地の所有権はそのまま変えずに、大洪水が発生した時に浸水した水を貯めさせていただく権利として地役権を設定します。
  - 遊水地機能の妨げになる工作物の設置等は制限されます。

堤防や排水門などに必要な用地 → **用地取得**



遊水地内 → **地役権**